

当 座 預 金

令和3年7月1日現在

1. 商品名	・当座預金
2. 販売対象	・法人、個人（法律上の行為能力を有する方） ・関係ある手形交換所の取引停止処分中でない方
3. 期間	・期間の定めはありません。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時お預け入れができます。 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・随時払い戻しができます。払い戻しには小切手をご使用頂きます。 ・小切手が支払呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払呈示された場合は、当座勘定から支払います。 ・当金庫が交付した約束手形用紙または小切手用紙を使用した場合、預金業務を営む金融機関が交付した為替手形用紙を使用した場合に限り支払います。
6. 利息	・無利息
7. 税金	——
8. 手数料	・小切手帳及び約束手形等、為替手形等の発行にあたっては当金庫所定の手数料がかかります。 ・キャッシュカードによる払い出し等（マル専当座先を除く）にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料をいただく場合があります。 ・詳しくは「手数料一覧」をご覧ください。
9. 付加できる特約事項	・「当座貸越」のお取扱いができます。 (貸越利率については窓口でお尋ねください)
10. 中途解約時の取扱い	——
11. 金利情報の入手方法	——
12. 苦情処理措置・紛争 解決措置	<p>・苦情処理措置…本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部カスタマーサポートグループ（9時～17時、電話：03 - 3913 - 1158）にお申し出ください。</p> <p>・紛争解決措置…東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 0031）、第一東京弁護士会（電話：03 - 3595 - 8588）、第二東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部カスタマーサポートグループまたは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03 - 3517 - 5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出頂くことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決</p>

	<p>を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部カスタマーサポートグループもしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支払資金を越えて手形、小切手の支払をした場合、その不足額に対して当金庫所定の割合で計算した損害金をいただきます。 ・ この取引については、当座勘定規定および関係ある手形交換所の規則に従って処理します。 ・ 公共料金・クレジットカード等の自動支払いおよび給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取りがご利用できます。
14. 預金保険の付保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預金保険制度による「決済用預金」（無利息、要求払い。決済サービスの提供）として全額保護されます。